

## たかはた生活応援商品券取扱店舗 手順書

- 1 同封の「たかはた生活応援商品券取店」ポスターを店舗入口等に貼ってください。
- 2 商品券利用期間：令和8年4月1日（水）～ 令和8年5月31日（日）
- 3 この商品券は利用できないものがあります。商品券の裏面を必ずご確認ください。
- 4 換金について

### (1) 換金申請日(下記以外は、原則申請できません)

- ①令和8年4月15日（水）
- ②令和8年4月24日（金）
- ③令和8年5月7日（木）
- ④令和8年5月15日（金）
- ⑤令和8年5月25日（月）
- ⑥令和8年6月3日（水）（最終）

### (2) 換金請求申請場所・受付時間

高島町役場 1階 大会議室 受付：9時～16時まで

### (3) 必要書類 ※申請の際に再度ご確認ください

上記の場所に、以下の書類を揃えて提出してください。

#### ①たかはた生活応援商品券事業補助金交付申請書兼請求書

※たかはた生活応援商品券事業補助金交付申請書兼請求書は町ホームページからもダウンロード可能です。また、町商工観光課窓口にも備付けております。

#### ②使用済みの商品券

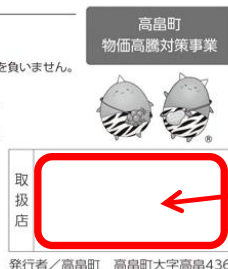
※商品券裏面に店舗名(記名判可)を記入してください。



#### お客様へ

##### ●お願いと留意事項

- この商品券は、高島町を発行者として、取扱店でご利用できます。
  - この商品券の盗難、紛失又は消失・滅失等に対して、発行者はその責を負いません。
  - 利用期限を過ぎた場合は、無効となります。(払戻不可)
  - この商品券は、お釣りはできません。また、現金との交換はできません。
  - この商品券の、取扱店欄に裏書きのあるものは無効となります。
  - この商品券は、業務用に供する物品の支払いにはご利用できません。
  - この商品券は転売禁止です。
  - 1,000円の額面の商品券は、全取扱店共通券(大型店舗可)です。
  - 500円の額面の商品券は、中小取扱店専用券(大型店舗以外)です。
- 次のものにはご利用になれません
- 国、地方公共団体などの公共料金
  - 商品券、ビール券、たばこ、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等
  - 土地・家屋の購入、家賃、地代、駐車料等



裏面の取扱店欄に店舗名  
(記名判可)記入

#### ③たかはた生活応援商品券換金請求確認書

※事業者名、商品券枚数、換金請求金額を記入してください。

#### (4) たかはた生活応援商品券事業補助金交付申請書兼請求書の注意事項

- ・押印はシャチハタ不可
- ・法人の場合は代表社印必須

## 5 振込先口座の報告

たかはた生活応援商品券事業補助金交付申請書兼請求書に記入してください。

## 6 取扱いの流れ

(1)たかはた生活応援商品券取扱店表示のA3ポスターを入口等に貼付



(2)お客様が商品券を利用（令和8年4月1日～令和8年5月31日まで）



(3)商品券の裏面に店舗名(記名判可)を記入し、換金申請日まで保管  
(換金申請日:4/15・4/24・5/7・5/15・5/25・6/3)



(4)換金請求申請日に必要書類を提出し、枚数の確認を受ける

### 【必要書類】

- ① たかはた生活応援商品券事業補助金交付申請書兼請求書
- ② 使用済み「たかはた生活応援商品券」
- ③ たかはた生活応援商品券 換金請求確認書

①、③はコピーして利用していただくか、町ホームページからダウンロードして利用してください。



(5)換金請求確認書の「担当者関確認欄」に自署された控え（下半分）を受領



(6)町商工観光課より交付する金額（換金額）及び振込月日の事項を記載した「交付決定通知書」を各取扱店舗へ送付



(7)たかはた生活応援商品券取扱事業所の指定口座へ入金

換金申請日	4月15日	4月24日	5月7日	5月15日	5月25日	6月3日
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
入金月日(予定)	4月30日	5月8日	5月21日	5月29日	6月10日	6月19日